

大磯町町税条例等の一部を改正する条例

(大磯町町税条例の一部改正)

第1条 大磯町町税条例(昭和50年大磯町条例第6号)の一部を次のように改正する。

附則第5条(見出しを含む。)中「平成35年度」を「令和5年度」に改める。

附則第6条第4号中「附則第15条第32項第1号イ」を「附則第15条第33項第1号イ」に改め、同条第5号中「附則第15条第32項第1号ロ」を「附則第15条第33項第1号ロ」に改め、同条第6号中「附則第15条第32項第1号ハ」を「附則第15条第33項第1号ハ」に改め、同条第7号中「附則第15条第32項第1号ニ」を「附則第15条第33項第1号ニ」に改め、同条第8号中「附則第15条第32項第1号ホ」を「附則第15条第33項第1号ホ」に改め、同条第9号中「附則第15条第32項第2号イ」を「附則第15条第33項第2号イ」に改め、同条第10号中「附則第15条第32項第2号ロ」を「附則第15条第33項第2号ロ」に改め、同条第11号中「附則第15条第32項第3号イ」を「附則第15条第33項第3号イ」に改め、同条第12号中「附則第15条第32項第3号ロ」を「附則第15条第33項第3号ロ」に改め、同条第13号中「附則第15条第32項第3号ハ」を「附則第15条第33項第3号ハ」に改め、同条第14号中「附則第15条第43項」を「附則第15条第44項」に改め、同条第15号中「附則第15条第46項」を「附則第15条第47項」に改める。

附則第8条中「附則第12条第17項」を「附則第12条第19項」に改める。

附則第9条(見出しを含む。)中「平成32年度」を「令和2年度」に改める。

附則第10条第1項中「法附則第30条第1項」を「平成18年3月31日までに初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定(次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた法附則第30条第1項」に、「当該軽自動車(以下この条において「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分」を「令和元年度分」に改め、同条第2項から第4項までを削り、同条第5項中「附則第30条第6項第1号及び第2号」を「附則第30条第2項第1号及び第2号」に、「平成31年度」を「令和元年度」に、「第2項の表」を「次の表」に改め、同項に次の表を加える。

第2号ア(イ)	3,900円	1,000円
第2号ア(ウ)	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

附則第10条第5項を同条第2項とし、同条第6項中「附則第30条第7項第1号及び第

2号」を「附則第30条第3項第1号及び第2号」に改め、「以上の軽自動車」の次に「(ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。以下この項及び次項において同じ。)」を加え、「平成31年度」を「令和元年度」に、「第3項の表」を「次の表」に改め、同項に次の表を加える。

第2号ア(イ)	3,900円	2,000円
第2号ア(ウ)	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

附則第10条第6項を同条第3項とし、同条第7項中「附則第30条第8項第1号及び第2号」を「附則第30条第4項第1号及び第2号」に、「平成31年度」を「令和元年度」に、「第4項の表」を「次の表」に改め、同項に次の表を加える。

第2号ア(イ)	3,900円	3,000円
第2号ア(ウ)	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

附則第10条第7項を同条第4項とする。

第2条 大磯町町税条例の一部を次のように改正する。

附則第11条を附則第17条とする。

附則第10条の見出し中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、同条第1項中「平成18年3月31日までに初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定(次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた」を削り、「令和元年度分」を「当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定(次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分」に改め、「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、同項の表を次のように改める。

第2号ア(イ)	3,900円	4,600円
第2号ア(ウ) a	6,900円	8,200円
	10,800円	12,900円
第2号ア(ウ) b	3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円

附則第10条第2項中「平成29年4月1日」を「平成31年4月1日」に、「平成30年3月31日」を「令和2年3月31日」に、「平成30年度」を「令和2年度」に改め、「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、「平成30年4月1日」を「令和2年4月1日」に、「平成31年3月31日」を「令和3年3月31日」に、「令和元年度」を「令和3年度」に

改め、同項の表を次のように改める。

第2号ア(イ)	3,900円	1,000円
第2号ア(ウ) a	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
第2号ア(ウ) b	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

附則第10条第3項中「3輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。」を「法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（」に、「同じ。）」を「「ガソリン軽自動車」という。）のうち3輪以上のもの」に、「当該軽自動車」を「当該ガソリン軽自動車」に、「平成29年4月1日」を「平成31年4月1日」に、「平成30年3月31日」を「令和2年3月31日」に、「平成30年度」を「令和2年度」に改め、「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、「平成30年4月1日」を「令和2年4月1日」に、「平成31年3月31日」を「令和3年3月31日」に、「令和元年度」を「令和3年度」に改め、同項の表を次のように改める。

第2号ア(イ)	3,900円	2,000円
第2号ア(ウ) a	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
第2号ア(ウ) b	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

附則第10条第4項中「3輪以上の軽自動車」を「ガソリン軽自動車のうち3輪以上のもの」に、「当該軽自動車」を「当該ガソリン軽自動車」に、「平成29年4月1日」を「平成31年4月1日」に、「平成30年3月31日」を「令和2年3月31日」に、「平成30年度」を「令和2年度」に改め、「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、「平成30年4月1日」を「令和2年4月1日」に、「平成31年3月31日」を「令和3年3月31日」に、「令和元年度」を「令和3年度」に改め、同項の表を次のように改める。

第2号ア(イ)	3,900円	3,000円
第2号ア(ウ) a	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
第2号ア(ウ) b	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

附則第10条を附則第16条とし、附則第9条の次に次の7条を加える。

（軽自動車税の環境性能割の非課税）

第9条の2 法第451条第1項第1号（同条第4項において準用する場合を含む。）に規定する3輪以上の軽自動車（自家用のものに限る。以下この条において同じ。）に対しては、当該3輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間（附則第14条第3項において「特定期間」という。）に行われたときに限り、

軽自動車税の環境性能割を課さない。

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第10条 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第6条から第8条までの規定にかかわらず、神奈川県が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うものとする。

(軽自動車税の環境性能割の課税免除の特例)

第11条 町長は、当分の間、神奈川県知事が自動車税の環境性能割を課さない自動車に相当するものとして町長が定める3輪以上の軽自動車に対しては、環境性能割を課さない。

(軽自動車税の環境性能割の減免の特例)

第12条 町長は、当分の間、第26条の3の規定にかかわらず、神奈川県知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして町長が定める3輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を減免する。

(軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例)

第13条 第26条の2の規定による申告納付については、当分の間、同条中「町長」とあるのは、「神奈川県知事」とする。

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第14条 営業用の3輪以上の軽自動車に対する第26条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第1号	100分の1	100分の0.5
第2号	100分の2	100分の1
第3号	100分の3	100分の2

2 自家用の3輪以上の軽自動車に対する第26条(第3号に係る部分に限る。)の規定の適用については、当分の間、同条中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。

3 自家用の3輪以上の軽自動車であって乗用のものに対する第26条(第2号に係る部分に限る。)及び前項の規定の適用については、当該軽自動車の取得が特定期間に行われたときに限り、これらの規定中「100分の2」とあるのは、「100分の1」とする。

(軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付)

第15条 町は、神奈川県が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、徴収取扱費として、法附則第29条の16第1項に掲げる金額の合計額を神奈川県に交付する。

第3条 大磯町町税条例の一部を次のように改正する。

附則第16条第1項中「第4項」を「第5項」に改め、同条に次の1項を加える。

5 法附則第30条第2項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車のうち、自家用の乗用のものに対する第27条の規定の適用については、当該軽自動車が令和3年4

月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和 4 年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車は令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和 5 年度分の軽自動車税の種別割に限り、第 2 項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(大磯町町税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第 4 条 大磯町町税条例等の一部を改正する条例（平成30年大磯町条例第22号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中大磯町町税条例附則第11条を附則第17条とする改正規定、同条例附則第10条の見出し及び同条第 1 項の改正規定並びに同条例第10条を第16条とし、第 9 条の次に 6 条を加える改正規定を削る。

附則第 1 項第 1 号中「及び附則第 8 項から附則第10項まで」を「、附則第 8 項及び附則第 9 項」に改め、同項第 4 号中「及び附則第 8 項から附則第10項まで」を「、附則第 8 項及び附則第 9 項」に、「平成31年10月 1 日」を「令和元年10月 1 日」に改める。

附則第 7 項中「平成31年 9 月30日」を「大磯町町税条例等の一部を改正する条例（令和元年大磯町条例第 号）の施行の日の前日」に改める。

附則第 8 項を削り、附則第 9 項を附則第 8 項とする。

附則第10項中「平成32年度」を「令和 2 年度」に、「平成31年度」を「令和元年度」に改め、同項を附則第 9 項とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第 1 条、第 4 条及び附則（附則第 4 項、附則第 5 項、附則第 7 項及び附則第 8 項を除く。）の規定 この条例の公布の日
 - (2) 第 2 条並びに附則第 4 項、附則第 5 項及び附則第 7 項の規定 令和元年10月 1 日
 - (3) 第 3 条及び附則第 8 項の規定 令和 3 年 4 月 1 日
(固定資産税に関する経過措置)
- 2 改正後の大磯町町税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和元年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成30年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。
(軽自動車税に関する経過措置)
- 3 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、令和元年度分の軽自動車税について適用し、平成30年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。
- 4 第 2 条の規定による改正後の大磯町町税条例（以下「第 2 条改正条例」という。）の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、附則第 1 項第 2 号に規定する施行の日以

後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。

5 第2条改正条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、令和2年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用する。

6 附則第1項第1号に規定する施行の日から令和元年9月30日までの期間における、平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る第1条の規定による改正後の大磯町町税条例（以下「第1条改正条例」という。）第27条及び第1条改正条例附則第10条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第1条改正条例第27条第2号ア(イ)	3,900円	3,100円
第1条改正条例第27条第2号ア(ウ)	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円
	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円
第1条改正条例附則第10条第1項	第27条	大磯町町税条例等の一部を改正する条例（令和元年大磯町条例第 号。以下この項において「令和元年改正条例」という。）附則第6項の規定により読み替えて適用される第27条
第1条改正条例附則第10条第1項の表第2号ア(イ)の項	第2号ア(イ)	令和元年改正条例附則第6項の規定により読み替えて適用される第27条第2号ア(イ)
	3,900円	3,100円
第1条改正条例附則第10条第1項の表第2号ア(ウ)の項	第2号ア(ウ)	令和元年改正条例附則第6項の規定により読み替えて適用される第27条第2号ア(ウ)
	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円
	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円

7 附則第1項第2号に規定する施行の日以後における、平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する種別割に係る第2条改正条例第27条及び第2条改正条例附則第16条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2条改正条例第27条第2号ア(イ)	3,900円	3,100円
--------------------	--------	--------

第2条改正条例第27条第2号ア(ウ) a	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円
第2条改正条例第27条第2号ア(ウ) b	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円
第2条改正条例附則第16条第1項	第27条	大磯町町税条例等の一部を改正する条例（令和元年大磯町条例第 号。以下この項において「令和元年改正条例」という。）附則第7項の規定により読み替えて適用される第27条
第2条改正条例附則第16条第1項の表第2号ア(イ)の項	第2号ア(イ)	令和元年改正条例附則第7項の規定により読み替えて適用される第27条第2号ア(イ)
	3,900円	3,100円
第2条改正条例附則第16条第1項の表第2号ア(ウ) aの項	第2号ア(ウ) a	令和元年改正条例附則第7項の規定により読み替えて適用される第27条第2号ア(ウ) a
	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円
第2条改正条例附則第16条第1項の表第2号ア(ウ) bの項	第2号ア(ウ) b	令和元年改正条例附則第7項の規定により読み替えて適用される第27条第2号ア(ウ) b
	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円

8 第3条の規定による改正後の第16条第5項の規定は、令和3年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和2年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

令和元年5月28日提出

大磯町長 中 崎 久 雄